

第1部

森林づくりの動向

第1部 森林づくりの動向

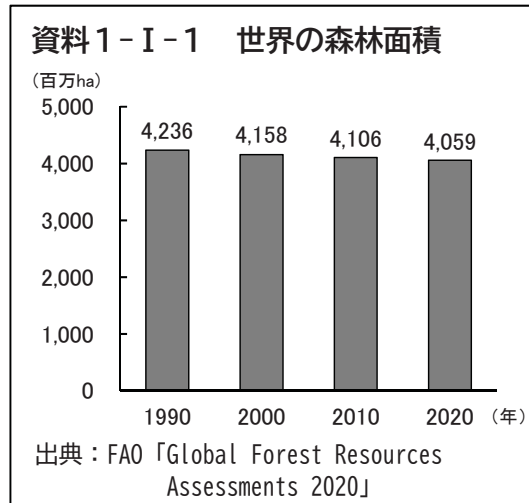
第1章 世界と我が国の森林の動向

I 森林づくりをめぐる国際情勢

1 世界の森林資源

国連食糧農業機関（FAO）の「世界森林資源評価2020（Global Forest Resources Assessments 2020）」によると、令和2（2020）年の世界の森林面積は40億5,900万haであり、世界の陸地面積の約3割に相当します。

平成2（1990）年から平成12（2000）年の10年間では7,800万haの森林が減少していましたが、平成22（2010）年から令和2（2020）年では、減少面積は4,700万haと少なくなっています（資料1-I-1）。



2 地球温暖化対策をめぐる動き

国際的な気候変動の枠組については、平成27（2015）年12月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において「パリ協定」が採択され、平成28（2016）年11月に発効しました。この協定では、国際的な長期目標として、産業革命前からの気温上昇を2℃までに抑える（1.5℃までに抑えるよう努力）ことや、すべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新するとともに、5年ごとに世界全体の実施状況を確認することなどが定められています（資料1-I-2）。

令和5（2023）年11月から12月にかけて開催されたCOP28では、パリ協定に定められた1.5℃の目標達成のための緊急的な行動の必要性に関する決定のほか、気候変動の影響に特に脆弱な途上国を支援の対象としたロス&ダメージ（気候変動の悪影響に伴う損失と損害）に対応するための基金制度に関する決定等が採択されました。

資料1-I-2 パリ協定の概要

- ▶ 世界共通の長期目標として2℃目標の設定。1.5℃に抑える努力を追求することに言及。
- ▶ 主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新。
- ▶ 我が国提案の二国間クレジット制度（JCM）も含めた市場メカニズムの活用を位置付け。
- ▶ 適応の長期目標の設定、各国の適応計画プロセスや行動の実施、適応報告書の提出と定期的更新。
- ▶ 先進国が資金の提供を継続するだけでなく、途上国も自主的に資金を提供。
- ▶ すべての国が共通かつ柔軟な方法で実施状況を報告し、レビューを受けること。
- ▶ 5年ごとに世界全体の実施状況を確認する仕組み（グローバル・ストックテイク）。

（出典：「COP21の成果と今後」（環境省）

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/cop21_paris/paris_conv-c.pdf

3 世界の木材需給の動向

令和3（2021）年の世界における木材の生産量は、産業用丸太が20億1,850万 m^3 （前年比2%増）、製材が4億9,447万 m^3 （前年比2%増）、合板等が3億9,634万 m^3 （前年比4%増）となっています。

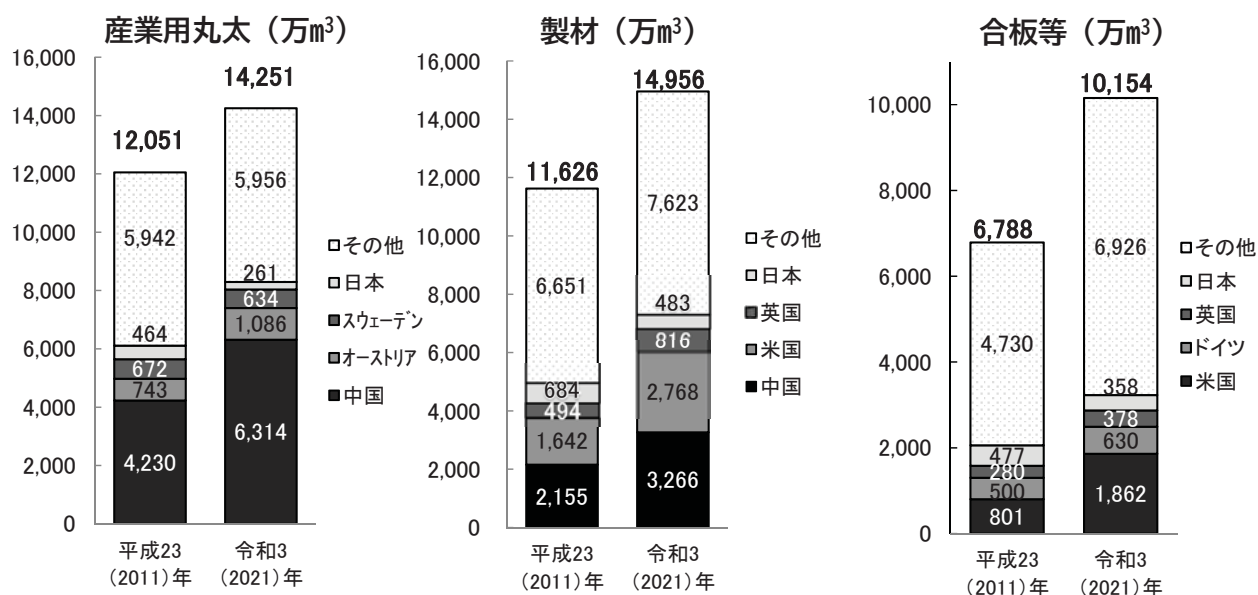
また、令和3（2021）年に世界で流通した木材の量は、産業用丸太が輸入量1億4,251万 m^3 （前年比3%増）、輸出量1億4,315万 m^3 （前年比3%増）、製材が輸入量1億4,956万 m^3 （前年比4%増）、輸出量1億5,958万 m^3 （前年比3%増）、合板等が輸入量1億154万 m^3 （前年比11%増）、輸出量9,944万 m^3 （前年比13%増）となっています。

令和3（2021）年の木材輸入量を国別や品目別に平成23（2011）年と比べると、産業用丸太の輸入量については、日本は464万 m^3 から261万 m^3 に減少し、全世界に占めるシェアは4%から2%に低下しています。一方、中国は4,230万 m^3 から6,314万 m^3 に増加、同シェアも35%から44%に上昇し、世界最大の輸入国となっています。

製材の輸入量については、平成23（2011）年と比べると、中国が2,155万 m^3 から3,266万 m^3 に増加し、世界最大の輸入国となっています。米国では、1,642万 m^3 から2,768万 m^3 に増加していますが、中国の輸入量を下回っています。

合板等の輸入量については、平成23（2011）年と比べると、世界全体の輸入量が50%増加している中で、米国が801万 m^3 から1,862万 m^3 に増加し、世界最大の輸入国となっています。一方、日本の輸入量は477万 m^3 から358万 m^3 に減少しています（資料1-I-3）。

資料1-I-3 世界の木材（産業用丸太・製材・合板等）輸入量



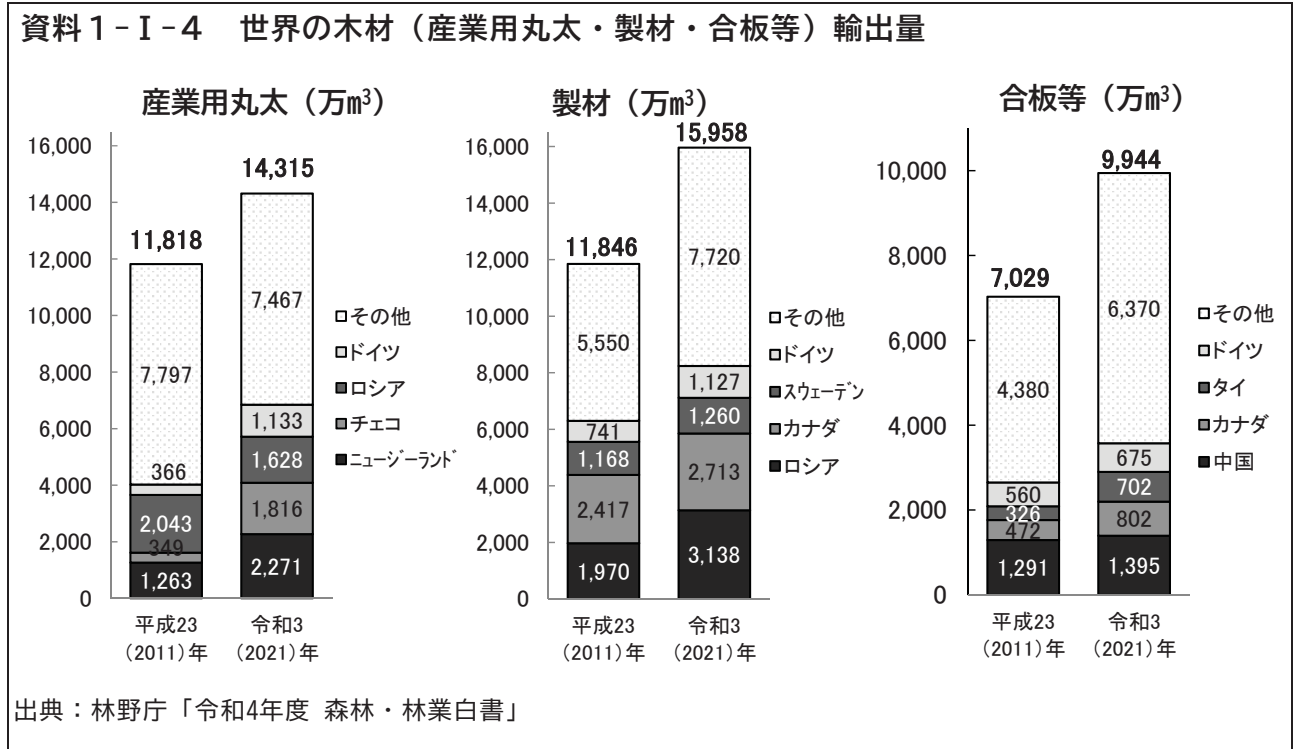
出典：林野庁「令和4年度 森林・林業白書」

また、令和3（2021）年の木材輸出量を国別や品目別に平成23（2011）年と比べると、産業用丸太の輸出量については、ニュージーランドの輸出量が中国の需要増加により1,263万 m^3 から2,271万 m^3 へ増加し、世界最大の輸出国となっています。

製材の輸出量については、平成23（2011）年と比べると、ロシアが平成19（2007）年以降の丸太輸出税の引上げにより輸出形態が製品へシフトしたことに伴い、1,970万 m^3 から3,138

万 m³ に増加して、世界最大の輸出国となっています。

合板等の輸出货量については、平成 23 (2011) 年と比べると、中国が 1,291 万 m³ から 1,395 万 m³ へと増加し、世界最大の輸出国となっています (資料 1-I-4)。



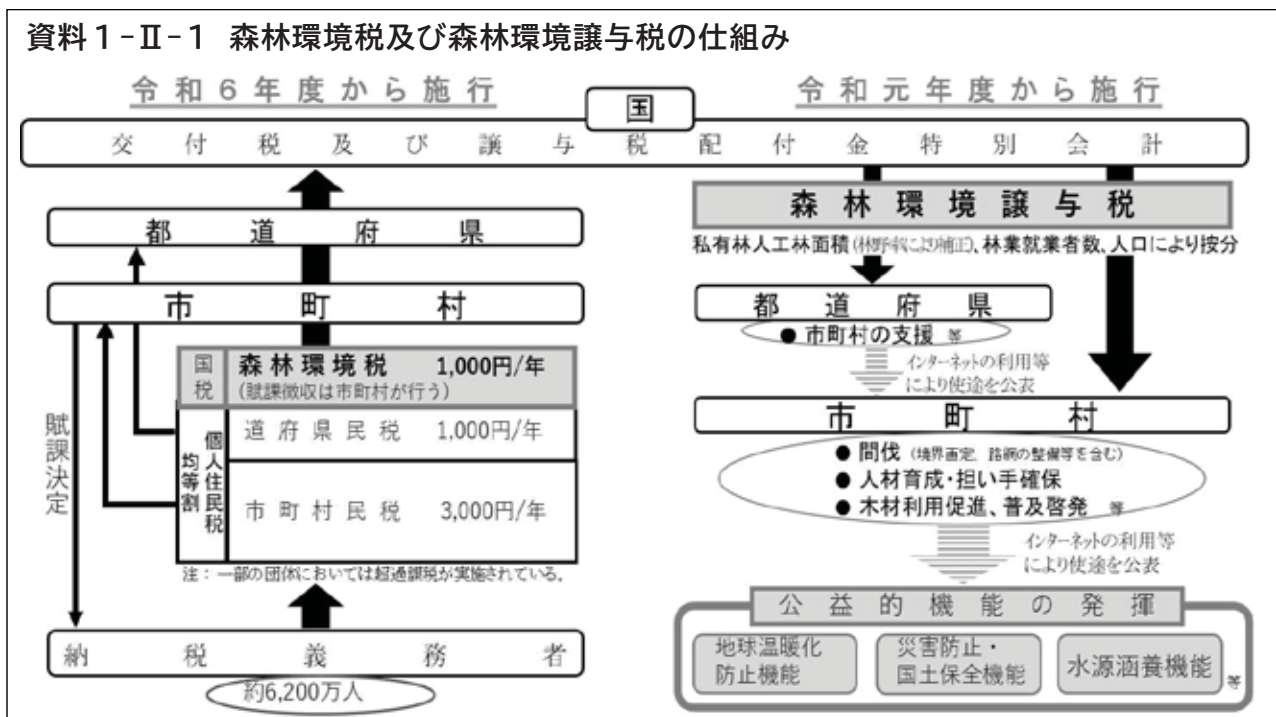
II 全国の森林づくりの動き

1 全国的な動き

(1) 森林環境税・森林環境譲与税の動向

平成30年5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、「パリ協定」の枠組みにおける我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止等を図るための森林整備に必要な地方財源を確保する観点から、平成31年3月に「森林環境税」、「森林環境譲与税」が創設されました。

「森林環境税」は、令和6年度から、個人住民税均等割の枠組みを用いて、市町村が国税として1人年額1,000円を賦課徴収することとなっていますが、喫緊の課題となっている地球温暖化防止や国土の保全といった森林の有する公益的機能の持続的な発揮を図るために必要な森林整備に対応するため、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金などを活用して、令和元年度から市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して「森林環境譲与税」として譲与されています。(資料1-II-1)



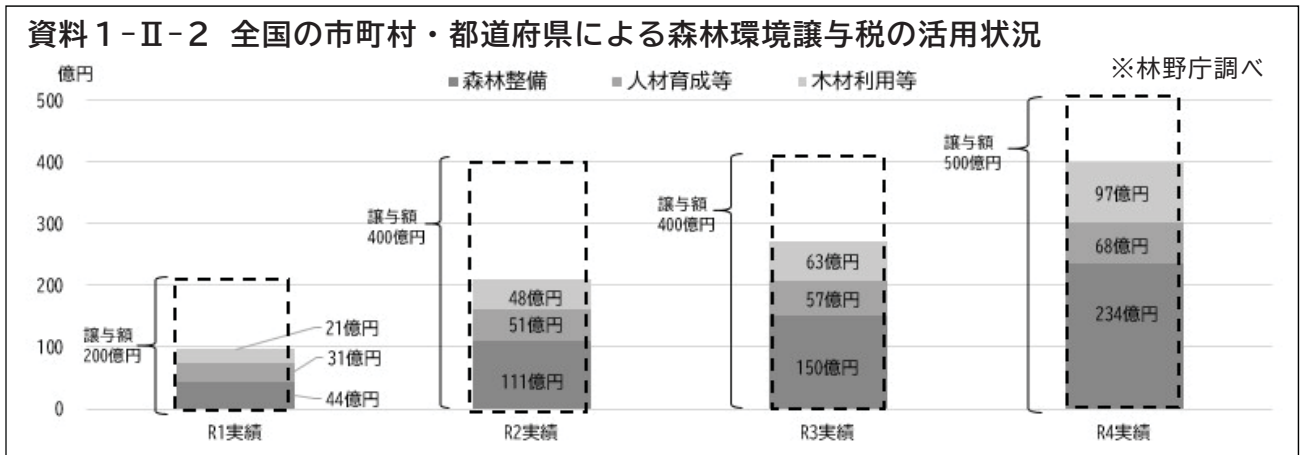
森林環境譲与税の用途については、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき、市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」や人材育成・担い手の確保、木材利用の推進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てるとされています。

また、都道府県においては「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に充てるとされており、全国の譲与額は、令和元年度の200億円から段階的に引き上げられ、令和3年度は、市町村に340億円、都道府県に60億円の総額400億円、令和4年度は、市町村に440億円、都道府県に60億円の総額500億円となっています。

市町村・都道府県による活用額は、令和元年度は96億円、令和3年度は270億円、令和4年度は399億円と年々増加しています。用途別の活用状況は、令和4年度は、全体の59%が間伐等の森林整備関係(234億円)、17%が人材育成・担い手の確保(68億円)、24%が木材利用・

普及啓発（97 億円）となっており、令和 4 年度の実績は、間伐等の森林整備面積が令和元年度の約 7 倍となる約 4 万 3, 300ha で、取組が着実に進展しています。

令和元年度の譲与開始から、活用実績は着実に増加してきている中、私有林人工林を多く抱える地方公共団体からは、税制度の創設の趣旨を踏まえ、森林整備をより一層推進すべきとして、譲与基準の見直しの要望が挙がっていました。これらの地域からの要望や全国のこれまでの活用状況を踏まえ、令和 6 年度地方税制改正において、森林環境譲与税の譲与基準について私有林人工林面積の譲与割合を現行の 50%から 55%に、人口の譲与割合を現行の 30%から 25%に見直す改正がなされました。（資料 1-Ⅱ-2）



コラム 森林環境税及び森林環境譲与税に関する広報活動について

令和 6 年度から森林環境税の徴収が開始されることから、税制度や税を活用した森林整備の必要性等について、道民の皆様の理解が一層進むよう、より丁寧な広報活動に取り組むことが重要です。

道では、森林環境税及び森林環境譲与税に関する制度概要や、地球温暖化防止機能など森林の有する公益的機能を十分に発揮するために必要な森林整備、人材育成などの税を活用した取組事例・成果について、様々な広報活動を行ってきました。

令和 5 年度は、普及啓発用のパンフレットを作成し、商業施設や公共施設等で開催した木育関連イベントなどで配布したほか、森林・林業関係のパネル展等でのポスター展示や道の広報誌への掲載、ホームページでの情報発信など普及啓発に取り組みました。

今後も、税が譲与されている市町村と連携しながら、森林環境税及び森林環境譲与税の道民の理解が進むよう普及啓発に取り組んでいきます。



普及啓発用パンフレット



木育ひろば in チ・カ・ホ

関連のHPアドレス <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srk/77975.html>

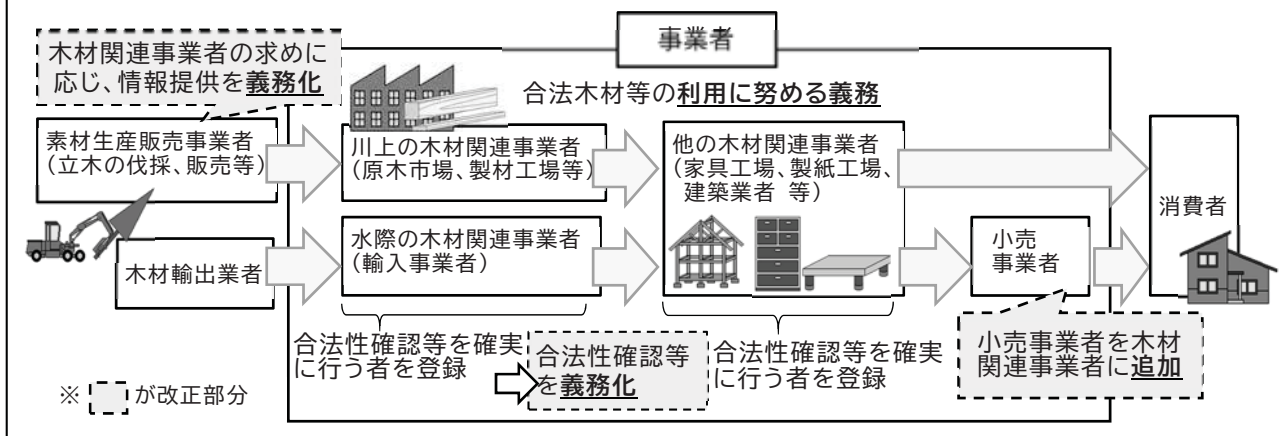
(2) 「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称：「クリーンウッド法」）の一部を改正する法律」が成立

クリーンウッド法は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進を目的として、平成29年に施行された法律で、事業者に合法伐採木材等の利用の努力義務を課すとともに、合法性の確認等を実行する木材関連事業者を第三者機関が登録することなどが定められました。

関連事業者による合法性確認、情報提供及び記録保存の義務などを盛り込んだ、同法を改正する法律が令和5年4月26日に成立し、同年5月8日に公布され、令和7年4月1日から施行されることとなっています。（資料1-II-3）

資料1-II-3 「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」の主な改正内容

- ア 川上・水際の木材関連事業者による合法性の確認等の義務付け
 - ・ 川上・水際の木材関連事業者に、原材料情報の収集や合法性の確認、記録の作成・保存、情報の伝達を義務付け
- イ 素材生産販売事業者による情報提供の義務付け
 - ・ アで義務付けられる合法性の確認等が円滑に行われるよう、素材生産販売事業者に対し、当該木材関連事業者からの求めに応じ、伐採届等の情報提供を行うことを義務付け
- ウ 小売事業者の木材関連事業者への追加
 - ・ 合法性の確認等の情報が消費者まで伝わるよう、小売事業者を木材関連事業者に追加し、登録を受けることができるよう措置
- エ その他の措置
 - ・ ア及びイに関し、主務大臣による指導・助言、勧告、公表、命令、命令違反への罰則等を措置



国では、改正クリーンウッド法の施行に向けて、合法性の具体的な手続き等をまとめたフローチャートやチェックリストの作成、事業者向けの説明会や研修会の開催、合法性の確認等に活用可能な電子システムの構築などの取組を検討することとしており、道においても、林業・木材関連団体と連携し、新たな制度が円滑に運用されるよう、関係事業者への周知に取り組んでいきます。

(3) 林業・木材産業分野における外国人材の活用に関する動き

我が国では、国際貢献を目的として、開発途上国等の外国人を日本で一定期間に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する外国人技能実習制度が創設されており、農業や漁業の分野では、実習期間が最大3年間となる技能実習2号と、最大5年間となる技能実習3号を活用して、多くの外国人を受け入れています。

しかし、林業分野においては、実習期間が1年間となる技能実習1号しか認められておらず、活用実績は限定的となっています。このような中、全国森林組合連合会など林業関係10団体が会員となっている林業技能向上センターでは、林業分野が技能実習2号への移行対象職種に追加されることを目指し、移行に必要な技能検定制度の構築に向け、令和5年度には、技能評価試験の試行を全国7会場（北海道、秋田県、石川県、奈良県、広島県、愛媛県、熊本県）で実施しました。

また、木材産業の分野では、令和5年10月31日付けで関係省令が改正され、新たに木材加工職種（機械製材作業）が技能実習2号への移行対象職種に追加されました。これにより、外国人の受入れが3年間可能となり、（一社）全国木材組合連合会が木材加工技能実習評価試験を実施しています。

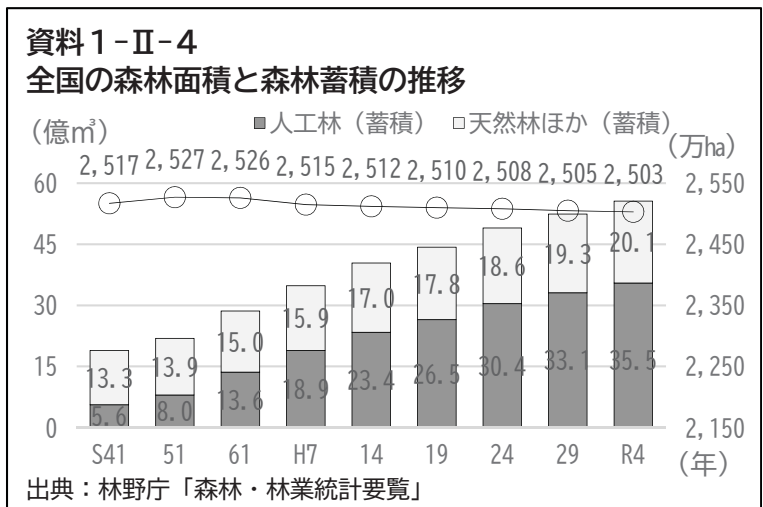
なお、政府は、令和6年2月9日に関係閣僚会議を開催し、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」の最終報告書を踏まえ、新たに「育成就労制度」を設ける方針を決定するとともに、3月29日には、政府において特定技能制度の対象分野に林業・木材産業分野の追加を閣議決定するなど、今後の外国人材の活用に向けた環境整備が進められています。

2 森林・林業・木材産業の状況

(1) 森林の状況

(森林資源の状況)

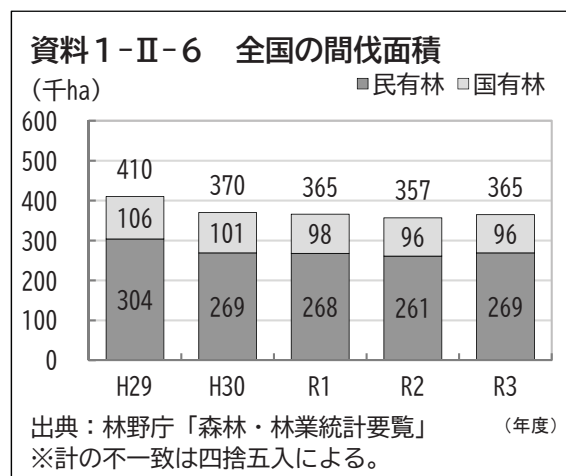
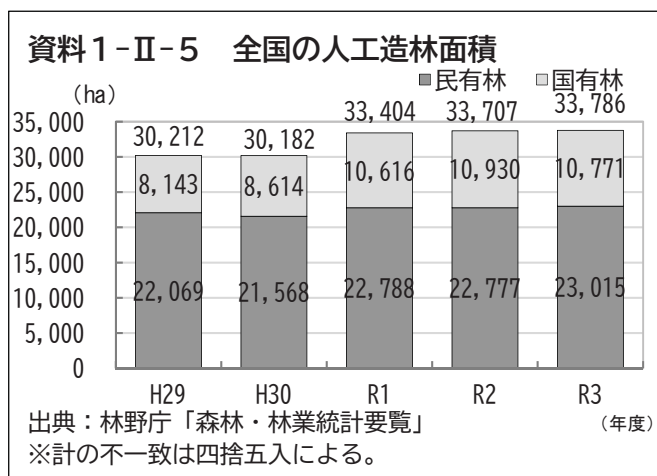
国内の森林面積は2,503万ha(令和4年3月31日現在)で、国土面積の66%を占めており、我が国は、世界的にみても森林率が高い国となっています。また、森林蓄積は56億 m^3 で、これまで造成してきた人工林を中心に資源が充実してきたことなどにより、昭和41年から約2.9倍に増加しています(資料1-II-4)。



(森林整備の状況)

我が国では、戦後の旺盛な木材需要に対応するため、昭和20年代半ばから40年代半ばにかけて、毎年30万ha以上の人工造林が進められてきましたが、その後は主伐の減少や林業の採算性の悪化に伴い減少を続け、昭和61年には10万haを下回りました。近年は主伐後の再造林が進んでいることなどにより、3万ha台に回復し、令和3年度には3万3,786haとなっています(資料1-II-5)。

また、間伐については、パリ協定下における温室効果ガスの削減目標の達成に向け2.7%の森林吸収量を確保するため、令和3年度から令和12年度までの10年間において、年平均45万ha実施することを目標とし、令和3年度には約37万ha実施されています(資料1-II-6)。



(2) 林業の状況

(森林所有者の状況)

国内の森林面積は、所管別には、私有林が6割、国有林が3割、公有林(地方公共団体が所有する森林)が1割となっています(令和4年3月31日現在)。私有林は、人工林蓄積の約7割を占めており、林業生産活動に重要な役割を果たしています。

「2020年農林業センサス」において「保有山林面積が1ha以上の世帯」と定義されている「林家」は約69万戸で、5年前の前回調査（「2015年世界農林業センサス」）から17%減少しています。1林家当たりの保有山林面積は増加傾向にありますが、保有山林面積が10ha未満の林家は全体の約9割を占めており、小規模・零細な所有構造となっています。

（林業従事者の状況）

全国的林業従事者数は長期的に減少傾向で推移しており、令和2年には、4万3千人にまで減少しています。また、林業の高齢化率（65歳以上の就業者の割合）は、令和2年は25%で、全産業（平均）の15%と比べて高い水準にあります（資料1-Ⅱ-7）。

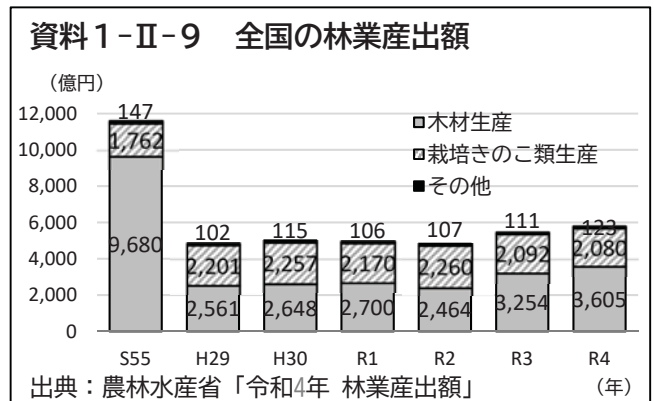
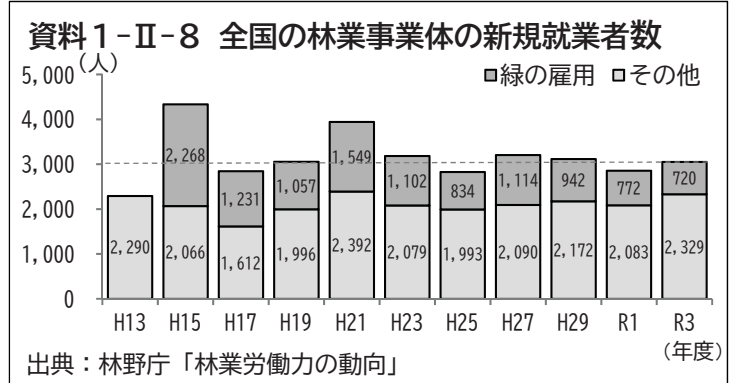
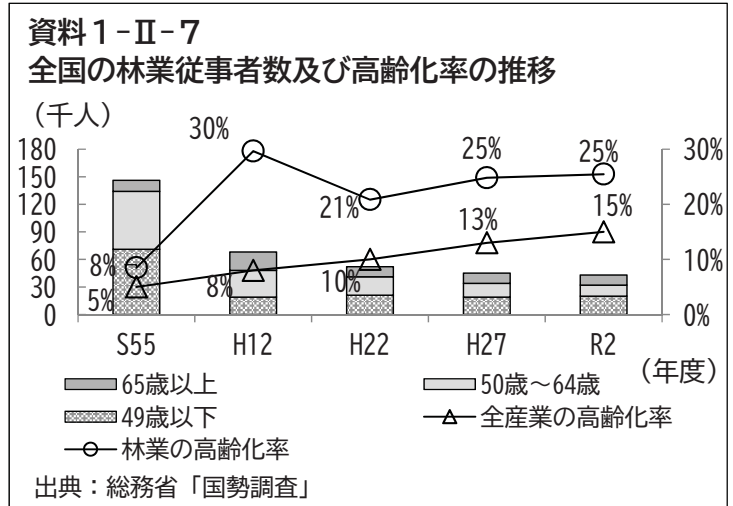
新規就業者数は、国の「緑の雇用」事業が始まった平成15年度以降は年間3千人前後で推移しており（資料1-Ⅱ-8）、林業従事者の定着促進に向けて、段階的かつ体系的な研修等による林業従事者のキャリア形成や処遇改善を進めることが必要となっています。

このため、国では、平成23年度から、新規就業者に対して「林業作業士（フォレストワーカー）研修」のほか、キャリアアップ研修として「現場管理責任者（フォレストリーダー）研修」、「統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）研修」を実施しています。

また、提案型集約化施業を担う人材を確保するため、平成24年10月から、能力や実績を客観的に評価する「森林施業プランナー認定制度」が運用されています。

（国内の林業生産）

国内における木材、栽培きのこ類、薪炭等の林業生産活動による生産額の合計である「林業産出額」は、昭和55年をピークに長期的に減少してきましたが、令和4年は、前年比6.4%増の5,807億円となっています（資料1-Ⅱ-9）。
輸入木材の代替としての国産材の需要の高まりを背景に製材用素材等の価格が上昇したこと等により、令和4年の木材生産の産出額は、前年比10.8%増の3,605億円となりました。



これに対して、栽培きのご類生産の産出額は、昭和58年以降は2,000億円程度で推移しており、令和4年は前年比0.6%減の2,079億円となっています。

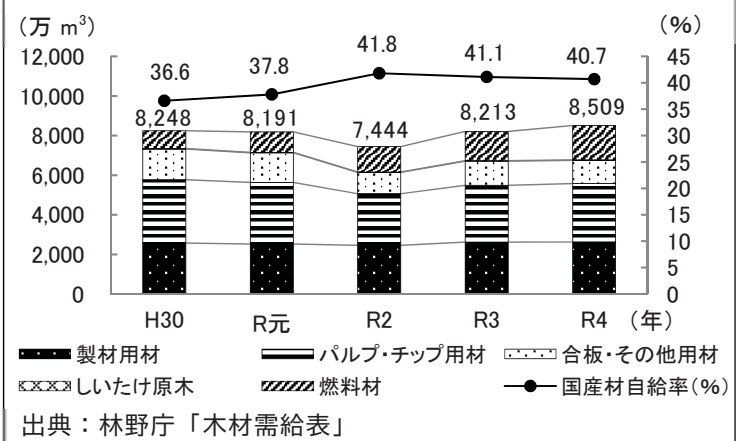
(3) 木材産業の状況

(木材需給の動向)

令和4年における木材の国内総需要量は8,509万 m^3 （前年比103.6%）で、前年に比べて296万 m^3 増加しました。国内生産量は3,462万 m^3 （同102.7%）で前年より90万 m^3 増加し、輸入量は5,048万 m^3 （同104.3%）で前年より207万 m^3 増加しました。国内生産量より輸入量の増加幅が大きかったことから、国産材自給率は前年に比べ0.4ポイント下降し、40.7%となりました（資料1-II-10）。

資料1-II-10

全国の木材需要量と国産材自給率の推移



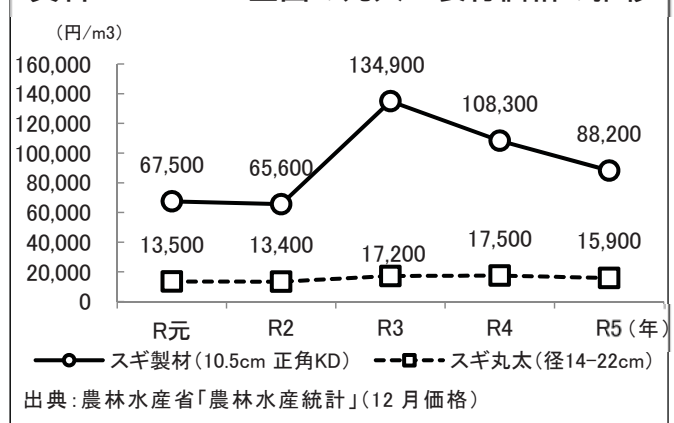
(木材輸入の動向)

我が国の木材の輸入は、近年、丸太から木材製品への移行が進み、令和4年の木材輸入量5,048万 m^3 のうち、丸太は1割程度の363万 m^3 、木材製品は3,972万 m^3 と約8割を占めています。木材製品の内訳は、パルプ・チップ2,498万 m^3 （輸入木材製品の62.9%）、製材品1,016万 m^3 （同25.6%）、合板等447万 m^3 （同11.2%）、その他12万 m^3 （同0.3%）となっています。

(丸太・製材価格の推移)

令和5年の丸太価格は、製材用・合板用などの需要が減少し、令和4年より下落しました。また、製材価格についても、丸太と同様に下落しました。しかし、生産コストの上昇などにより、丸太価格・製材価格のいずれも令和3年の木材不足・価格高騰（いわゆる「ウッドショック」）前よりも高値を維持しています。（資料1-II-11）。

資料1-II-11 全国の丸太・製材価格の推移



第2章 北海道の森林づくりの動向

I 森林・林業・木材産業の状況

1 森林の状況

(1) 森林資源の状況

本道の森林面積は、令和5年4月1日現在では554万haと、北海道の土地面積（北方領土を除く）の71%、全国の森林面積に占める割合は22%となっています。森林面積を道民1人当たりで換算すると約1.1haであり、全国平均の約5倍となっています。

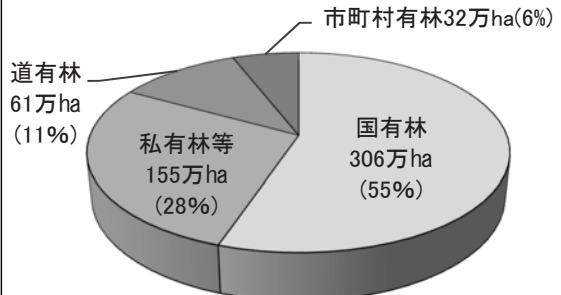
所管別では、森林面積の55%を国有林が占め、次いで私有林等26%、道有林11%、市町村有林6%となっています。このうち、国有林、道有林、市町村有林といった公的な森林を合わせた割合は72%で、全国平均の43%に比べ高い比率となっています（資料2-I-1）。

林種別では、天然林が69%と最も多く、次いで人工林26%、無立木地・その他5%となっており、天然林が多く人工林が少ないことも特徴です（資料2-I-2）。

また、森林蓄積は、令和5年4月1日現在では8.6億m³と、全国の16%を占めており、近年は、人工林の蓄積が顕著に増加しています（資料2-I-3）。

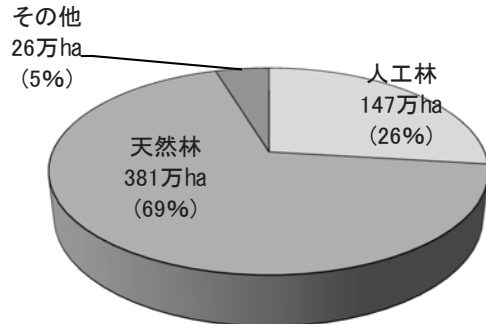
なお、齢級（5年ごとの森林の年齢、1齢級＝1～5年生）別の人工林面積では、カラマツやトドマツは8～13齢級が多く、成熟期を迎えています（資料2-I-4）。

資料2-I-1 北海道の森林面積(所管別)



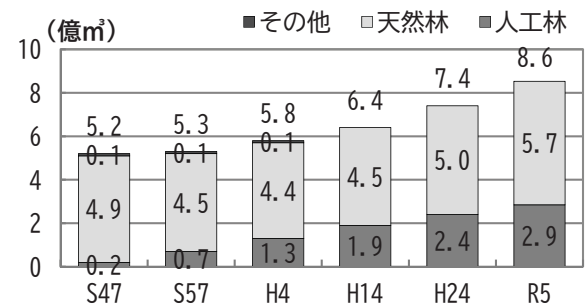
出典：北海道水産林務部「北海道林業統計」

資料2-I-2 北海道の森林面積(林種別)



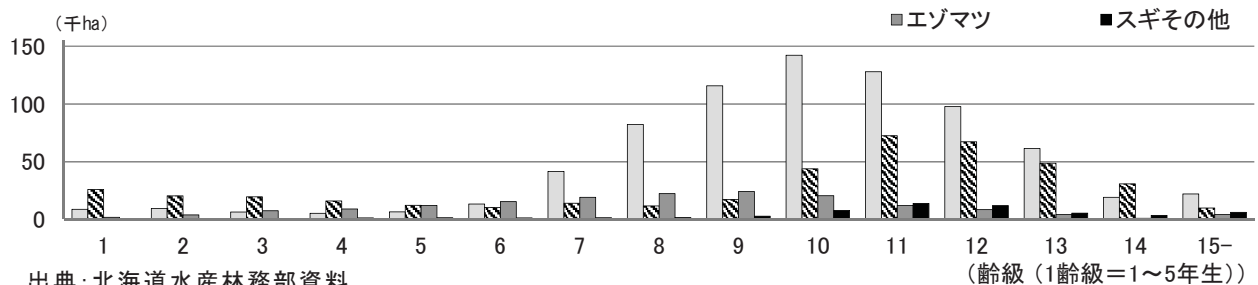
出典：北海道水産林務部「北海道林業統計」

資料2-I-3 北海道の森林蓄積の推移



出典：北海道水産林務部「北海道林業統計」(年)

資料2-I-4 北海道の針葉樹人工林の樹種別齢級別面積



出典：北海道水産林務部資料

注1:「カラマツ類」には、カラマツのほか、グイマツ、グイマツ雑種F1を含む。

注2:「エゾマツ」には、アカエゾマツ、クロエゾマツを含む。注3:「スギその他」には、スギのほか、ドイツウヒ、ストロブマツを含む。

(2) 森林整備の状況

道内の植林面積は、戦後、植林が積極的
に進められ、昭和44年度には年間7万2
千haに達しましたが、その後は減少を続
け平成2年度に初めて1万haを下回り、
12年度には約5,800haまで減少しました。
近年は、カラマツ等の人工林が利用期を迎
え伐採後の植林が進み、増加傾向で推移し
ていましたが、木材需要の低迷等により伐
採が減少したことから、令和4年度には2
年度より442ha減少し、7,950haとなっ
ています(資料2-I-5)。

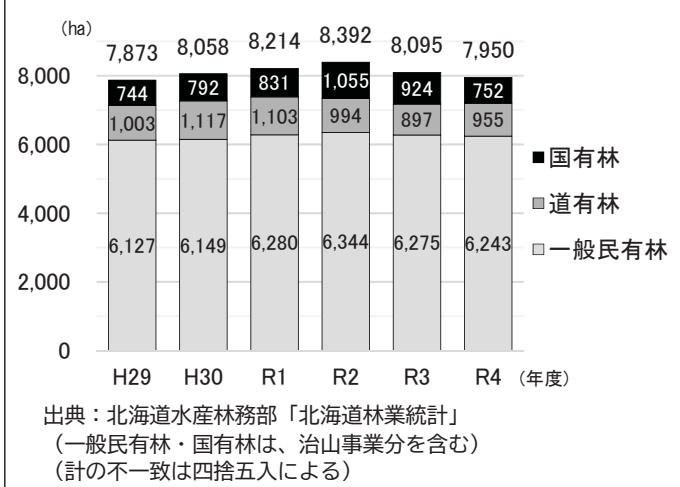
また、間伐面積は、統計を取り始めた昭
和56年度に約3万1千haでしたが、間伐
の対象となる人工林面積の増加に伴い、平
成元年度には5万6千haに達しました。
その後は森林所有者の経営意欲の減退な
どから減少を続け、平成17年度には約4
万haまで減少しました。近年は、地球温
暖化対策計画に基づく森林吸収源対策と
して間伐を積極的に推進したことにより、
年間4万5千ha前後で推移しており、令
和4年度は約4万3千haとなっています
(資料2-I-6)。

2 林業の状況

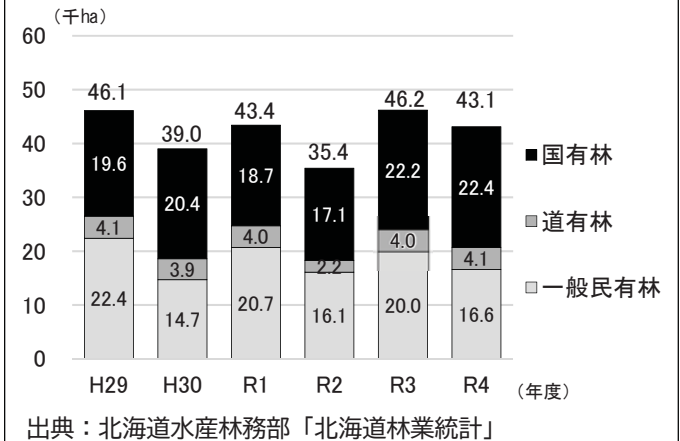
(1) 森林所有者の状況

令和5年4月1日現在の道内の森林所有者数は約14万人で、このうち5ha未満の小規模な所有者は約9万4千人と全体の約69%を占めています(資料2-I-7)。

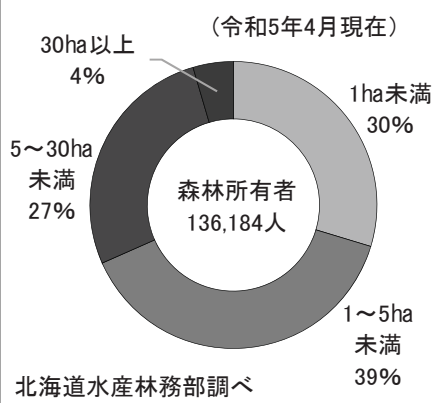
資料2-I-5 北海道の植林面積



資料2-I-6 北海道の間伐面積



資料2-I-7 森林所有者の現状

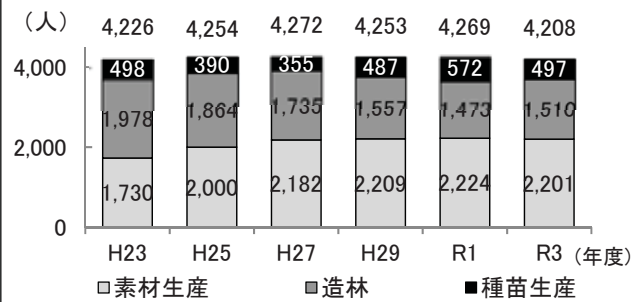


(2) 林業従事者の状況

道内の素材（丸太）や種苗生産、造林を行う林業事業体を対象とした林業労働実態調査によると、令和 3 年度の林業従事者数は 4,208 人で、人工林が利用期を迎え、伐採などの事業量が増加しており、素材生産に従事する林業従事者数が増加する一方で、造林作業に従事する従事者数が減少傾向にあるため、平成 25 年度以降、おおむね横ばいで推移しています。また、年齢階層別では、令和 3 年度の 60 歳以上の割合は 31%と依然として高い割合を占めています（資料 2-I-8）。

資料 2-I-8

林業従事者と事業種別割合の推移

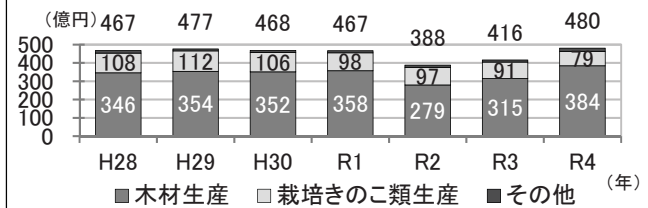


出典：北海道水産林務部「林業労働実態調査」
（「年齢層別割合」は常用雇用みの割合）

(3) 道内の林業生産

令和 4 年の道内の林業産出額は、480 億円となっており、このうち木材生産額は 384 億円、栽培きのご類生産額は 79 億円となっています（資料 2-I-9）。

資料 2-I-9 北海道の林業産出額



出典：農林水産省「令和4年林業産出額」

3 木材産業の動向

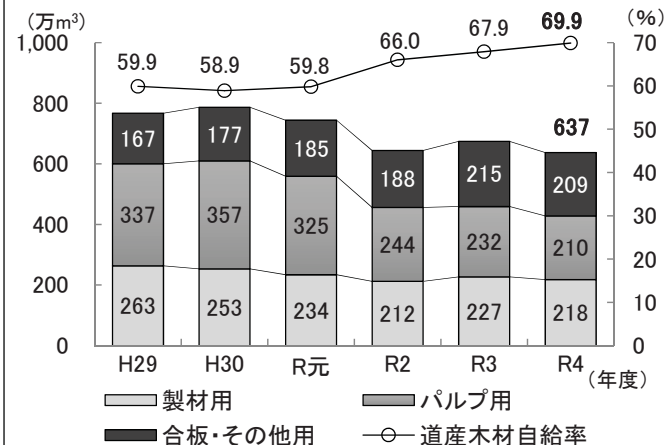
(1) 木材需給の動向

令和 4 年度の道内の木材需要は、製材用、パルプ用、合板・その他用ともに前年度より減少し、総需要量は 637 万 m³（前年比 94.5%）となりました。需要量の用途別割合は、製材用が 34.2%、次いでパルプ用が 33.0%、合板・その他用が 32.8%です。

また、令和 4 年度の木材供給量は、道産木材が 445 万 m³（前年比 97.2%）、輸入材は 192 万 m³（同比 88.7%）と、道産木材、輸入材ともに供給量が減少した中、道産木材の割合が増加したことから、道産木材自給率は前年度より 2.0 ポイント上昇し、69.9%となりました（資料 2-I-10）。

資料 2-I-10

北海道の木材需要量と道産木材自給率の推移

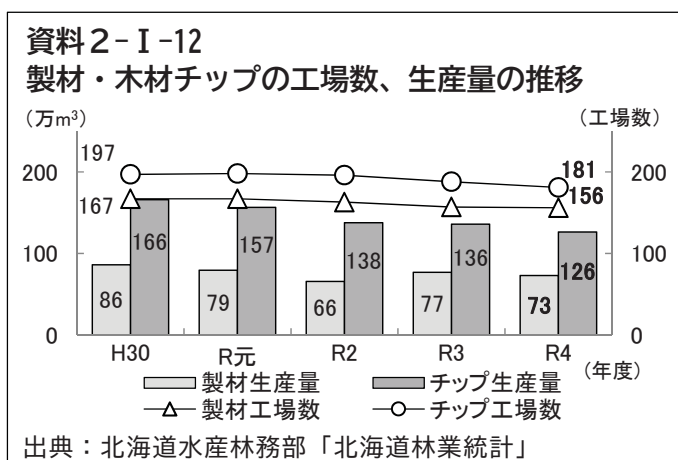
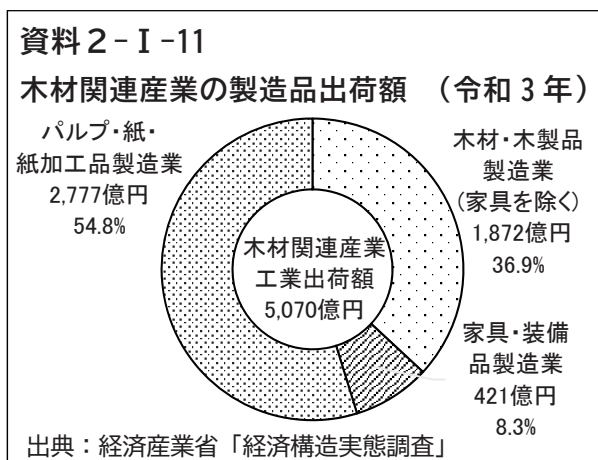


出典：北海道水産林務部「北海道木材需給実績」

(2) 木材加工の動向

道内における令和3年の木材関連産業の製造品出荷額は5,070億円で、前年比で0.04%減少しました。全製造品出荷額に占める割合は8.3%と全国の3.8%に比べて非常に高く、その内訳はパルプ・紙・紙加工品製造業が2,777億円（木材関連産業の製造品出荷額の54.8%）、木材・木製品製造業（家具を除く）が1,872億円（同36.9%）、家具・装備品製造業が421億円（同8.3%）となっています（資料2-I-11）。

道内における令和4年度の製材工場数は156工場で、製材生産量は令和3年度より4万 m^3 減少して73万 m^3 （前年度比94.9%）でした。また、木材チップ工場数は181工場で、その生産量は令和3年度より10万 m^3 減少して126万 m^3 （同92.8%）でした（資料2-I-12）。



(3) 木材価格の動向

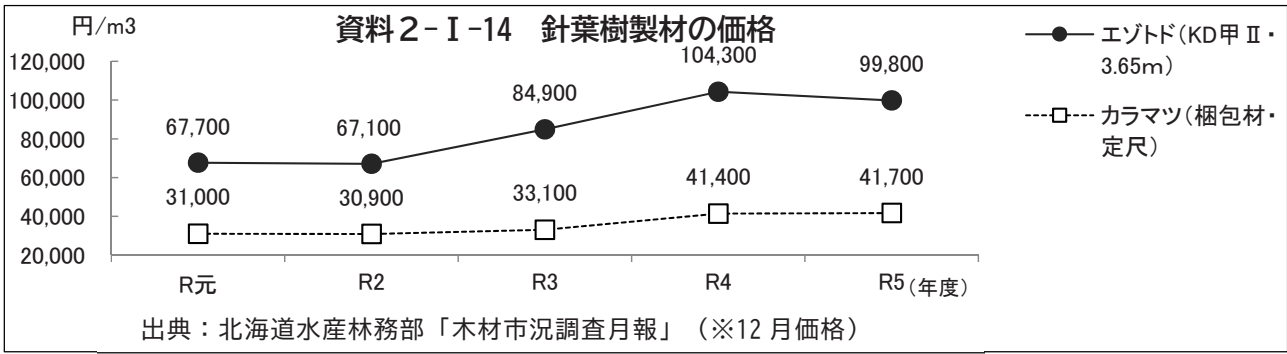
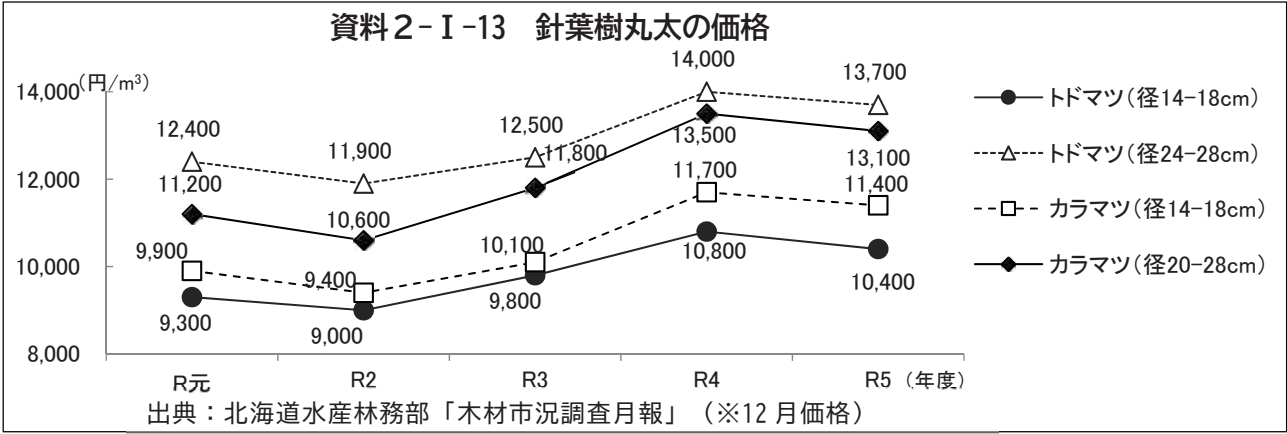
令和4年度は、ウクライナ情勢などに伴う世界的な木材需給の変化や円安などの影響、輸入製品の港頭在庫の増加などにより、輸入材の入荷量が減少し、また、道産木材製品は、木造住宅着工数の減少等により需要が減少しました。

令和5年度は、不安定な世界情勢が続いており、前年度同様に輸入材の入荷量が減少しました。道産木材製品についても、梱包材などの産業用資材や建築材用の製材、合板等の需要の低迷が続いており、出荷量が減少しました。

こうした状況の中、丸太、製材価格とも、需要減により価格は下落傾向にあるものの、運搬費等のコスト上昇により概ね高止まりで推移しています。

針葉樹丸太の価格は、令和5年12月にはトドマツ（径14-18cm）が10,400円/ m^3 、トドマツ（径24-28cm）が13,700円/ m^3 、カラマツ（径14-18cm）が11,400円/ m^3 、カラマツ（径20-28cm）が13,100円/ m^3 となっています（資料2-I-13）。

針葉樹製材の価格は、令和5年12月にはエゾマツ・トドマツ（KD甲Ⅱ）が99,800円/ m^3 、カラマツ（梱包材・定尺）が41,700円/ m^3 となっています（資料2-I-14）。



II 北海道の森林づくりに関する取組

1 森林資源の循環利用の推進

森林資源の循環利用の推進に向けて、森林整備の推進をはじめ、広葉樹資源の育成・有効活用、トドマツ材の安定供給と流通体制の強化、担い手の育成・確保、林業の効率化・軽労化及び道産木材の需要拡大について重点的に取り組みました。

重点取組① ゼロカーボン北海道の実現に向けた活力ある森林づくり

「ゼロカーボン北海道」の実現に貢献するため、伐採後の着実な植林や間伐による二酸化炭素の吸収能力が高い活力ある森林づくりを進めました。

○ 低コスト施業の推進

- 計画的な植林、間伐などの森林施業や、木材搬出等に必要となる林道等の路網整備に支援するとともに、「豊かな森づくり推進事業」により森林所有者等の植林費用の負担軽減を図りました。
- コンテナ苗を活用した低密度植栽など、植林の低コスト化を促進しました。
- 森林施業や木材生産、流通などの効率化・省力化を図るため、産学官が連携したICT等の先進技術の実証や、人材育成、機器等の導入支援、普及PRを実施しました。

○ クリーンラーチ苗木の増産

- クリーンラーチ苗木の供給拡大を図るため、新たに苗木生産に取り組む生産者等への支援や育苗技術の検証等を実施しました。
- コンテナ苗生産施設や特定母樹採種園の整備等を支援しました。

○ 適切な間伐等の推進

- 市町村における業務の効率化を図るため、森林資源情報などを管理する各種システムの運用・改修などを行うとともに、手入れが行われていない森林における間伐等の森林整備を促進しました。

重点取組② 広葉樹資源の育成・有効活用

広葉樹の活用を進めるため、広葉樹資源の育成や有効活用を推進しました。

○ 広葉樹資源の的確な把握

- 航空レーザによる森林現況調査を実施する市町村を支援するとともに、効率的な資源把握手法の検証を行うため、衛星画像を用いた分析を実施しました。
- 天然林を対象とした森林由来クレジットの創出実証に向け、現地調査を実施しました。
- 広葉樹資源の持続可能な利用に向け、航空レーザデータなどを活用し資源量を効率的に把握する技術の開発を行いました。

○ 広葉樹を活かした森林施業

- 生物多様性の保全など公益的機能を高度に発揮させるため、広葉樹の侵入がみられる道有林の針葉樹人工林において、針広混交林化を進めました。

○ 原木の供給と利用の拡大

- 広葉樹の有効活用を図るため、ホームページや林業事業者向けの情報誌を通じて、広葉樹の需給や価格に関する情報の発信を行いました。
- 道産広葉樹材の利用を促進するため、広葉樹原木の安定供給に向けた研修やダケカンババット製品の普及に取り組みました。

重点取組③ 道産トドマツ建築材の安定供給体制の強化

今後、増加が見込まれるトドマツ人工林材を活用するため、品質や性能の確かな建築材の供給力の強化に取り組みました。

○ トドマツ資源の的確な把握

- UAV（ドローン）や航空レーザ計測、衛星画像など実用化されている先進技術を活用し、高精度の森林調査や資源管理などに取り組み、森林所有者等が資源状況をオンラインで把握できる環境を整備しました。

○ 原木の安定供給

- 効率的な森林施業を進めるため、森林所有者等に対する森林経営計画の作成促進や市町村に対する技術支援などに取り組みました。
- 効率的な木材生産を進めるため、傾斜や土壌などの自然条件や集落からの距離など社会的条件に恵まれた人工林を中心に路網整備を実施しました。

○ 市場が求める製品の生産

- 道産建築材の確実な供給を求めるプレカット工場等と、安定した需要を求める製材工場とのマッチング支援に取り組みました。
- 市場が求める含水率や強度などが保たれた製品の生産に向けて、乾燥施設等の整備への支援を行いました。

重点取組④ 森林づくりを担う「人材」の確保

全国を上回るスピードで人口減少と高齢化が進む中、本道の森林づくりを担う人材の確保と、「北海道立北の森づくり専門学院」（略称：北森カレッジ）における林業・木材産業の即戦力となる人材の育成、林業事業者の経営力の強化などに取り組みました。

○ 担い手の育成・確保

- 地域の林業事業者や教育機関、市町村などが参画する地域協議会において、高校生を対象とした林業の体験学習や出前授業などを実施しました。また、（一社）北海道造林協会と連携し、作業負担を軽減する自走式草刈機の普及を進めました。
- 道内外に広く林業の魅力を発信するため、北海道森林整備担い手支援センターと連携し、首都圏などで開催される移住・転職イベントにおいて、就業相談会を開催したほか、SNS等の多様なツールを活用して林業の魅力を発信しました。
- 林業従事者のキャリア形成を促進するため、北海道森林整備担い手支援センターが実施する従事者の経験年数に応じた段階的かつ体系的な研修等に支援しました。

- 若手従事者の定着を促進するため、従事者同士のネットワークづくりを支援するとともに、仕事へのモチベーションの向上を図るワークショップを開催しました。
- 北森カレッジにおいて、地域や産学官と連携し、道内各地の特色ある森林を活用した実践的な教育を行い、令和5年度は33名が林業・木材産業関係分野へ就職しました。

重点取組⑤ スマート林業による効率的な施業の推進

労働人口の減少や木材生産量の増加などに対応するため、ICT等の先進技術を幅広く活用した「北海道らしいスマート林業」を展開し、効率的な施業の定着に取り組みました。

○ 造林・保育作業の効率化

- 植林や下草刈り等の機械化を進めるため、スマート林業EZOモデル推進協議会等と連携してコンテナ苗の植え付けに使用する電動オーガ（穴掘り機械）やドローンを活用したコンテナ苗の運搬の検証を行ったほか、自走式草刈機械等の導入に支援しました。
- 地域の実情に応じた再生林の低コスト化を進めるため、コンテナ苗を活用した低密度植栽などの取組に支援を行いました。

○ 素材生産作業の効率化

- 森林調査から伐採、流通、加工までの情報をデジタルでつなぐサプライチェーンマネジメントシステムの試行に取り組んだほか、山林内の携帯圏外域でデジタルデータを共有するための通信環境の整備に向けた検証を行いました。
- スマート林業の地域への定着を図るため、先進技術を活用できる人材を育成する実践的な研修や、全道5箇所で開催された現地実演会を開催するとともに、ICT等を活用した先進事例の普及PRや、森林組合などの林業事業者による機器導入への支援を行いました。

重点取組⑥ HOKKAIDO WOOD ブランドの浸透などによる道産木材の需要拡大

道民の暮らしに道産木材製品が定着し、道産木材の需要拡大が図られるよう、『HOKKAIDO WOOD』を活用した道産木材のPRや「住宅や建築物等における道産木材の利用の促進」に取り組みました。

○ 「HOKKAIDO WOOD」のブランド力の強化

- 木材関係企業等と連携して道産木材のブランド化を進めている「HOKKAIDO WOOD」の取組に賛同し、道産木材の利用やPR等に協力する企業等が、令和6年3月末現在で313者となりました。
- 道外・海外での販路拡大を図るため、ホームページやSNSを活用した道産木材製品の魅力発信や、東京都や台湾で開催された展示会への製品出展など、プロモーション活動を展開しました。

○ 住宅や建築分野等における道産木材の利用促進

- 「木材利用促進月間」（10月）において、関係機関と連携し、木質化した道庁本庁舎1階でのパネル展示及び道産木製品の展示販売会などのイベント等を通じ、地域材利用の意義等について普及啓発を行いました。

- 住宅分野における道産木材の利用拡大を図るため、品質の確かな道産木材を使用した住宅として認定された「北の木の家」の普及啓発を行ったほか、家づくりに関する取組や製品などをPRする住宅フェアにおいて、森林資源の循環利用に関するパネルを展示するなど、道産木材の魅力の発信に取り組みました。
- 建築物の木造化・木質化を図るため、学識経験者や設計業者、試験研究機関等からなる協議会を開催し、低層非住宅建築物等での道産木材の利用について検討を行ったほか、「HOKKAIDO WOOD BUILDING」登録制度により、道産木材を使用した店舗、事務所、公共施設など令和6年3月末時点で64件の建築物を登録しました。
- 公共施設等の木造化・木質化を進めるため、木造建築に係る研修会の開催や相談窓口の設置を行ったほか、建設部と連携し、道立施設の消防学校の改築において、道有林から生産された木材を供給しました。